

# 平成30年度 埋蔵文化財担当者基礎研修

開催日 平成30年6月26日（火）  
会場 倉吉市上小鴨公民館  
山ノ下遺跡発掘調査現地  
主催 鳥取県埋蔵文化財センター



鳥取県埋蔵文化財センター

## 平成30年度 埋蔵文化財担当職員基礎研修開催要項

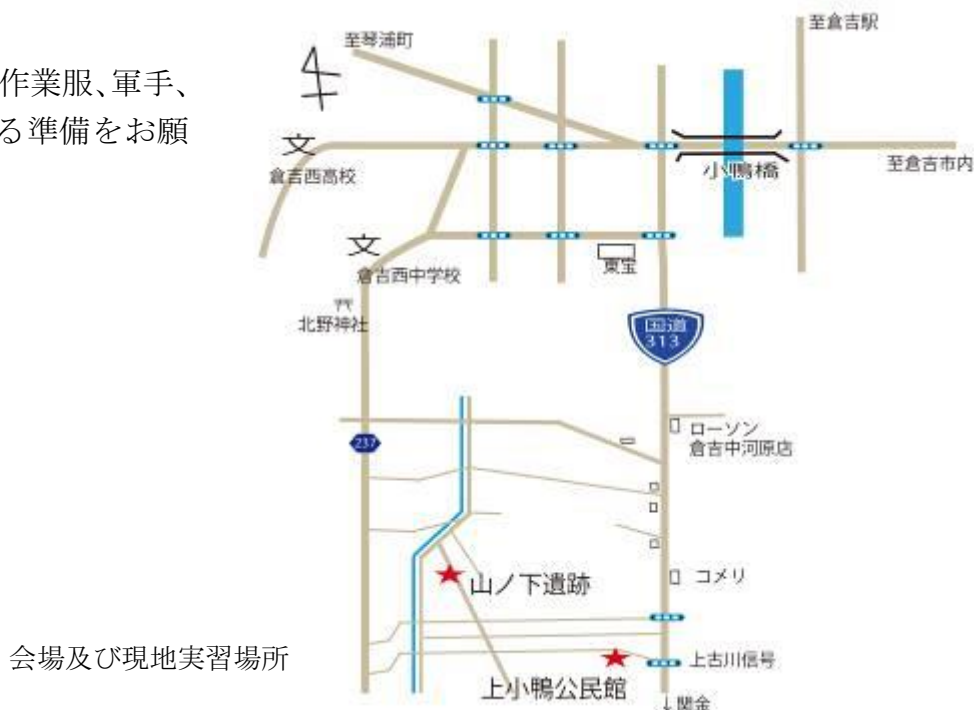
- 1 目的 県内の市町村教育委員会の埋蔵文化財担当者を対象に埋蔵文化財保護行政の基礎知識や発掘調査において必要な技術の習得をねらい、職員の資質向上を図る。
- 2 日程 平成30年6月26日（火） 午前10時00分から午後4時40分まで  
※現地実習は雨天決行
- 3 会場 倉吉市上小鴨公民館第2会議室（〒682-0943 倉吉市上古川 216-3）
- 4 対象者 県内の市町村埋蔵文化財担当者

### 5 内容・日程

時 間	内 容
9:40～10:00	受 付
10:00～10:10	開会あいさつ
10:10～11:10	講 義1 「埋蔵文化財保護行政について」 鳥取県埋蔵文化財センター中山寧人
11:10～11:20	休 憩
11:20～12:00	講 義2 「発掘調査の方法と出土品の整理」 鳥取県埋蔵文化財センター坂本嘉和
12:00～12:50	昼 食
13:00～16:30	現地実習 「山ノ下遺跡」 発掘調査現地（公益財団法人鳥取県教育文化財団）
16:30～16:40	閉会あいさつ

### 6 備 考

現地実習を行いますので、作業服、軍手、長靴、合羽など作業のできる準備をお願いします。



埋蔵文化財担当者基礎研修

## 埋蔵文化財保護行政について

平成30年6月26日（火）

鳥取県埋蔵文化財センター

### 埋蔵文化財とは

○文化財（指定・無指定はあれど）

記念物、天然記念物、建造物、名勝

美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財など



天然記念物、建造物などはむやみに傷つけられない。

地上にあるから分かりやすい。所有者がある。指定文化財の場合も無指定でも伝承があり、地域が守っている

ところが、埋蔵文化財は壊されてしまうことも！

## なぜ？

地下にあるため分からない。昔すぎて伝承もない。  
地上に露出していても何か分からないことが多い。

知らずに工事をすすめると



**遺跡発見、工事ストップ**  
文化財保護法96条（民間）、97条（国・地方公共団体）

文化財保護部局も開発部局、事業者もお互い不幸に、、、

地域の歴史にとって大変重要な遺跡の場合も

## 埋蔵文化財保護を円滑にし、地域の宝を守るために

### × 埋蔵文化財の周知化（文化財保護法95条）

・ 遺跡地図の整備 ← 市町村教育委員会からの情報  
（遺跡のDB化）

①独自の踏査による埋蔵文化財の発見  
（土器片、露出遺構等の発見）

②開発事業対応の未埋蔵文化財包蔵地の試掘

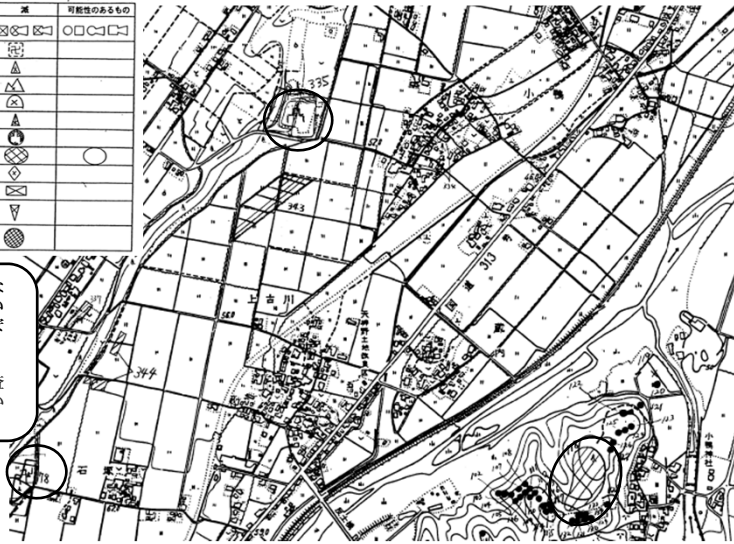
### × 開発部局との情報共有

・ 開発部局へ周知の埋蔵文化財包蔵地の記載資料を提供  
・ 予算時期に次年度の開発事業についてヒアリング実施  
（県の場合、ヒアリングで約400件の開発事業調整実施）

# 遺跡地図の見方

## 凡例

類別	現存	消滅	可能性のあるもの
古蹟 (内・外・前方遺跡・前方遺跡)	● ○	■ □	□ □ □ □
寺 跡	▲	△	△
墳 塚	▲	△	△
堀 穴 (跡)	▲	△	△
竪 穴 (跡)	▲	△	△
大 井 跡	▲	△	△
城 跡	▲	△	△
遺物敷布地・真鍮跡	▲	△	○
中 聖 墓	▲	△	○
段所などの遺物	▲	△	○
土坑・溝などの遺物	▲	△	○
陣地	▲	△	○
陣跡などの主な遺物	▲	△	○
出土物	▲	△	○



地図上の範囲は正確な遺跡の範囲を表しているものではない。目安と考える。  
 ↑  
 地下のものは発掘調査をしないと正確に分からない。



x  
331

湖山池湖底遺跡

発掘調査が終了し、遺跡が消滅した部分は斜格子模様にして残す。  
 ↑  
 後世の開発協議時に何もなかったという誤認識を防ぐため。

現在住宅地

## 試掘調査による埋蔵文化財の価値付け

- × 周知の埋蔵文化財の中で市町村にとってより重要と考えられるものに内容確認のための試掘調査を実施。



試掘調査により価値付けが上げれば、開発部局等も保護に協力的に状況によっては、市町村、県、国の指定文化財に！

【最近の例】  
史跡大高野官衙遺跡



地域の宝が  
増え、魅力  
アップ

## 開発事業との調整

- × 開発事業との調整窓口 → 市町村教育委員会  
(文化財の窓口)
- × 開発事業案件が発生した場合
  - ①遺跡地図により該当地が周知の埋蔵文化財包蔵地かどうかを確認
    - ← 周知の埋蔵文化財包蔵地でもなく、全く何もない場合は、開発事業問題なし。
  - ②周知の埋蔵文化財包蔵地ないではないが、近辺に包蔵地がある場合、未踏査地区の場合
    - ← 該当現地を踏査で確認、必要に応じて試掘調査実施
    - ※試掘調査は遺跡の有無を確認するもの
    - ← 遺跡であれば次の③と同じ調整協議  
(遺跡地図にも追加し、周知化を図る)

③周知の埋蔵文化財包蔵地の場合は、工法について協議

← 工法の調整協議が必要があれば試掘調査実施

※試掘調査は遺跡の内容を確認するもの

(試掘調査については、国・県補助金対応可能)

【調整協議】

例1：3m未満の盛土により地下遺構が工事から守られるのであれば、書類手続き後、慎重工事、工事立会で完了。(3m未満でも道路については発掘調査)

例2：過去の資料、試掘調査結果により地下遺構の密度が高い、重要遺構がある可能性が高いなどの場合は、工事位置の変更、工事範囲の縮小等を協議。

(事例：道路工事の基礎を橋脚へ変更)

判断基準：鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準  
(平成27年9月30日通知)

なぜ、③のような調整協議を行うのか？

遺跡保護の考え方：現状保存（現地保存）  
※本発掘調査は記録保存（遺跡は消滅）

でも、どうしても本調査となった場合

開発事業者（原因者）に本発掘調査への協力を依頼

[依頼内容]

- ・発掘調査経費の負担
- ・環境整備の協力（調査地の樹木伐採、低地の矢板設置等）
- ・発掘調査報告書作成経費←遺跡情報は報告書となるため必ず作成

協力依頼根拠：保護部局の教育委員会は遺跡消滅となる事業は不本意  
しかし、適切に発掘調査する義務がある

発掘調査経費の積算：鳥取県における開発事業に伴う埋蔵文化財本発掘調査  
に関する積算基準（平成28年3月15日通知）

## 周知の埋蔵文化財に係る行政手続き

× 周知の埋蔵文化財への開発行為が生じた場合のみ  
手続きを行う。

← 開発該当地が前述の③の場合で、遺跡の取扱いにつ  
いて協議が終了した時点から文書手続きを始める。

【関係法令】

①周知の埋蔵文化財の取扱いの決定

- ・文化財保護法 94 条（国・地方公共団体）
- ・文化財保護法 93 条（民間（事業者含む））

②周知の埋蔵文化財の発掘

- ・文化財保護法 92 条（民間）
- ・文化財保護法 98 条（国）
- ・文化財保護法 99 条（地方公共団体）

## 埋蔵文化財の活用

× 埋蔵文化財を活用することで、地域に周知が  
図れ、保護へと結びつく。

← 保護と活用は文化財行政の両輪

【活用例】



ショッピングモールでのミニ展示



小学校の見学（埋蔵文化財センター展示室）





「女子群像」板絵シンポジウム



古代まつり「女子群像」板絵を作ろう!



小学校社会科 博物館へ行こう!



小学校社会科 中世のお城を調べよう!

## 鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

### 1 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号、平成16年法律第61号改正。以下「法」という。）に基づき、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成10年6月に報告した「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」を受けて通知された、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付庁保記第75号）で、都道府県教育委員会が管内の市町村で埋蔵文化財の取扱いに差異が出ないように客観的、標準的な基準を策定することを求めている。

また、平成12年3月29日付けで中国・四国ブロック文化行政主管課長会議が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」を策定し、本県では、各市町村教育委員会教育長等宛に通知（平成12年7月13日付文第246号）して周知を図った。

そこで、上記の経緯を踏まえて、鳥取県内での埋蔵文化財の取扱いの標準化を目的として、本基準を定める。

### 2 用語の定義

- (1) 埋蔵文化財 法第92条第1項で規定された「土地に埋蔵されている文化財」をいう。
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地 法第93条第1項で規定された、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」をいう。
- (3) 本発掘調査 開発事業等において影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘調査し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいう。
- (4) 工事立会 工事の施工に際して、原則として当該市町村教育委員会の埋蔵文化財担当の専門職員が立会い、遺構、遺物が確認された場合には、必要に応じて記録を作成する等適切な措置をとることをいう。
- (5) 慎重工事 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等を行うものであることを十分に認識の上、慎重に施工することをいう。
- (6) 分布調査 埋蔵文化財の有無を地表面や地形の観察等で把握する調査をいう。
- (7) 試掘調査 埋蔵文化財の有無が地表面や地形の観察等からでは判断できない場合に、埋蔵文化財の有無を把握するため、部分的に実施する発掘調査をいう。
- (8) 確認調査 開発事業等において影響を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地を部分的に発掘調査し、その保護のための開発事業等との調整およびやむを得ず記録保存の措置を講じざるを得なくなった場合の範囲決定、性格・内容等の概要把握および本発掘調査に要する経費の積算等に資する情報を得るために行う調査をいう。

### 3 埋蔵文化財として取扱う範囲の把握、決定及び周知について

- (1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲について  
埋蔵文化財包蔵地として取扱う範囲は、本基準別表1のとおりとする。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について
  - ① 埋蔵文化財包蔵地の把握は、各市町村教育委員会が行うことを基本とする。  
このため、市町村教育委員会は、管内で埋蔵文化財包蔵地の有無が確認されていない未踏査地域等がないようにするために、継続的かつ計画的に分布調査や試掘調査を行うよう努めるものとする。また、埋蔵文化財包蔵地が隣接市町村にまたがって確認された場合は、当該教育委員会間で範囲に齟齬が生じないように調整するものとする。
  - ② 県教育委員会は、把握された埋蔵文化財包蔵地について当該市町村教育委員会と協議し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。
  - ③ 新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、法第96条第1項および法第97条第1項に基づく遺跡発見の場合は、その届出等を県教育委員会が受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として

決定するものとし、法第99条に伴う発掘調査または教育委員会が行う分布調査で発見した場合は、発見した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとする。

(3) 決定された埋蔵文化財包蔵地の周知について

- ① 県教育委員会は、決定した周知の埋蔵文化財包蔵地について周知を図るため、遺跡（古墳、古墳群）台帳に登載するとともに、全県にわたる遺跡分布地図（縮尺は原則1万分の1）を作成する等の必要な措置を講じるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、県教育委員会と綿密な連携を図ることにより、周知の埋蔵文化財包蔵地を適正に管理し、周知の徹底に努めるものとする。

4 記録保存のための発掘調査等の措置を講じる場合の取扱い基準

(1) 本発掘調査を要する範囲の決定について

各市町村教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等に関しては、可能な限り早期に事業計画を把握した上で、これまで行われた分布調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査と本発掘調査経費の積算に必要な範囲と面積の確認調査を実施し、まず開発事業者に対し、当該埋蔵文化財の文化財としての重要性を十分理解してもらうことを目的として現状保存に向けた協議を行うものとする。しかし、その結果においても、やむを得ず、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状を改変せざるを得ない場合は、法に基づく届出または通知により、県教育委員会が本基準「別表2」のとおり本発掘調査が必要な範囲を決定するものとする。

(2) 開発事業者との円滑な調整について

開発事業者との調整の経過については、文書で逐次記録化し、その内容を相互に確認する等、調整者間で認識の齟齬が生じないように努めるものとする。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発事業等を行う場合の取扱い基準について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等については、原則として本基準「別表3」に示すとおり取扱うものとする。

5 非常災害関連

(1) 非常災害に関連する応急措置は、法第96条及び第97条の非常災害時の規定に準拠する。

(2) 緊急を要する復旧工事、移転地造成および仮設住宅建設等の場合は事前協議を行い、埋蔵文化財が存在し、本発掘調査が必要となった場合は、調査者の安全を確保し、被災地住民の生存権および生活権を考慮しながら、可能な限り発掘調査を実施する。

(3) 本格的な復旧工事の場合は、原則として、本基準による取扱いを準用する。

6 その他

(1) 基準の見直し

本基準は、埋蔵文化財の調査技術の進歩等に応じて、県教育委員会と市町村教育委員会で協議の上、必要により見直すことができるものとする。

(2) 適用

本基準は、平成27年9月30日から適用する。

【別表1】

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

時 代	取 り 扱 い
おおむね中世までに属する遺跡	埋蔵文化財として取扱う。
近世に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において必要なものを埋蔵文化財として取扱う。
近現代に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において特に重要なものを埋蔵文化財として取扱う。

【別表2】

本発掘調査を要する範囲の決定

これまで行われた発掘調査、文献調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査、確認調査を実施した上で下記のとおり決定する。

埋蔵文化財のあり方		本発掘調査を行う範囲
1	遺構が単独の場合	個々の遺構のみを範囲とする。
2	遺構が歴史的な意味あいをもつ群をなす場合	群全体を範囲とする。
3	ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合	各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味や歴史的性格を考慮して判断する。
4	周囲に遺構が存在する広場等、歴史的意味がある空間と考えられる場合	遺跡の時代や遺跡の性格等を考慮しつつ、原則として遺構の範囲とする。
5	顕著な遺構は確認できないが、祭祀場跡のように遺物の出土状況が人為的な営為の結果と認められる場合。	全体を範囲とする。
6	(1) 遺物包含層のみだが一定量の遺物がまとまって包含される場合 (2) 遺物が散漫に包含される場合でも、それが地域や時代の特性として有意と認められる場合（例、旧石器時代等）	県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、その時代や歴史的意味、歴史的性格を考慮して、範囲を決定する。
7	規格性のある区画や、類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（事例：田畑および近世の都市、集落等を構成する道路、木樋、側溝等）	以下を総合的に勘案したうえで範囲を決定する。 ①地域性 ① 遺構の遺存状況（現在の市街地との重複等による） ② 発掘調査で得られることが予想される情報の内容 ③ 考古学的情報以外の資料（絵図等の古文書資料）から得られる情報

【別表3】

法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

1	取扱い	要件	適用事例
	本発掘調査	<p>(1) 掘削・造成工事等により埋蔵文化財が破壊される場合。</p> <p>(2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(3) 一時的な工作物の設置や盛土、埋立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。</p> <p>(4) 恒久的な工作物の設置や盛土、埋立てにより相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。</p>	<p>① 左に該当するすべての開発事業等（地表で確認できる遺構（古墳、中世城館等）を盛り土造成する場合を含む。）</p> <p>② 掘削等を伴う事業により直下の遺構面または遺物包含層との間に30cm以上の保護層が確保できない場合。</p> <p>③ 土壌改良工事に使用する機材、薬剤等が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合。</p> <p>④ 将来的な利用計画、地下埋設物または附帯施設計画があり、その計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。</p> <p>⑤ 掘削等により埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ部分と盛土・埋立ての部分が著しく交錯する場合。</p> <p>⑥ その他、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合。</p> <p>⑦ 「道路構造令」による道路等（将来的に国または地方自治体が管理する公道に移管される予定の道路を含む。）</p> <p>⑧ 「河川法」による河川等の堤防敷及び低水路</p> <p>⑨ 「特定多目的ダム法」または「工業用水道事業法」で規定された貯水ダム、貯水施設の常時満水域以下及び堤体、</p> <p>⑩ 「砂防法」により設置される砂防堰堤の堤部及び砂防ダムで堆積した土砂を撤去しない計画の場合の堆積最上位以下</p> <p>⑪ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物最終処分場の埋め立て部</p> <p>⑫ 「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道敷、橋梁等の鉄道関連施設</p> <p>⑬ 「航空法」による滑走路、誘導路等の空港関連施設</p> <p>⑭ 「港湾法施行規則」による埠頭、岸壁等の港湾関連施設</p> <p>⑮ 「港湾法」による防波堤、防潮堤</p> <p>⑯ 厚さ3m以上の盛り土、埋め立てを伴う開発事業等</p> <p>⑰ 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地における急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>⑱ その他、開発事業で埋蔵文化財の保存措置が困難な場合</p>

2	取扱い	要件	適用事例
	工事立会	(1) 通常の発掘調査の実施が物理的に不可能な場合。	① 概ね掘削幅が1m未満の狭小地 ② 「労働安全衛生規則」に基づく安全確保ができない対象地
		(2) 開発事業が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。	
		(3) 一時的な工作物の設置や盛土、埋立て、現地で状況を確認する必要がある場合。	
(4) 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てであるが、施工後であっても必要な発掘調査が可能な場合。	③ 「道路法」による道路の植樹帯、緑地帯（路側・インターチェンジループ内）、歩道、側道部分 ④ 高架、橋梁の橋脚（ピア）、橋台（アバットメント）の工事範囲外 ⑤ 「道路構造令」によらない、または準じない農道、工事用仮設道路等（1-（4）-⑧を除く） ⑥ 道路拡幅、道路改修工事の既存道路部分 ⑦ 「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道は「道路法」による道路等に準拠 ⑧ 建築物 ⑨ 「河川法」による河川の高水敷 ⑩ 「特定多目的ダム法」、「工業用水道事業法」による当該ダムの常時満水位以上でサーチャージ水位以下及び「砂防法」により設置された砂防堰堤及び撤去計画がない土砂堆積最上位以下以外 ⑪ 野球場、競技場 ⑫ 駐車場、公園、緑地、墓地 ⑬ ゴルフ場、スキー場 ⑭ 農業基盤整備事業（公道部分を除く） ⑮ 土地区画整理事業（公道部分を除く） ⑯ 厚さ3m未満の恒久的な盛り土または埋め立て		
3	取扱い	要件	適用事例
	慎重工事	既往の調査成果や試掘調査、確認調査等により、周知の埋蔵文化財包蔵地の中で「本発掘調査」または「工事立会」の必要がないと判断できる場合	

# 鳥取県における開発事業に伴う埋蔵文化財本発掘調査に関する積算基準

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会は、平成12年12月14日付文化庁次長通知（庁保記第78号「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について」）に基づき、県内における開発事業に伴う記録保存のための埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準を次のとおり定める。

## 1 目的

「鳥取県における開発事業に伴う埋蔵文化財本発掘調査に関する積算基準」（以下、本基準という。）は、「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について（報告）」（平成12年9月28日付け、文化庁及び埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、以下、「文化庁標準」という。）及び平成15年9月3日付けで全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会中国四国ブロック文化・文化財行政主管課長会議が策定した「開発事業に伴う埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準」（以下、「中四標準」という）を参考にして作成したものであり、鳥取県内における開発事業に伴う記録保存のための埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準を定め、行政上の判断や措置の客観化及び標準化を行うことにより、開発事業との円滑な調整を図りつつ埋蔵文化財を適切に保護することを目的とするものである。

## 2 適用対象

本基準は、鳥取県内で行われる開発事業に伴う記録保存のための本発掘調査（以下、本発掘調査という。）に適用するものとする。

## 3 用語の定義

- （1）本発掘調査 開発事業等に際して影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘調査し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいう。
- （2）発掘作業 発掘調査現場で行う表土等掘削作業、遺物包含層の掘削作業、遺構検出作業、遺構掘削作業、図面作成・写真撮影作業、その他諸作業（足場組立て、ベルトコンベア等の現場機器の設営・移動・撤去等）の作業をいう。
- （3）整理作業 発掘調査現場で作成した図面や撮影した写真等の記録類の整理作業、出土品の整理作業、報告書の作成作業をいう。

## 4 基準の遵守

各自自治体及び発掘調査を業務とする法人は、本基準に準拠して本発掘調査を実施するとともに、本発掘調査に係る費用の積算方法等について一層の適正化に努めるものとする。

## 5 本発掘調査の工程

### （1）発掘作業の工程

発掘作業は次の工程に分類できる。その具体的な遺跡の種類ごとの発掘作業の工程、作業

内容の標準については「別紙1」及び「別紙2-1(1)～(6)」に示した。

- ① 事前準備
    - (ア) 事務所設置、機材運搬等
    - (イ) 発掘前段階作業(対象地の伐採、測量基準点等設置、地形測量)
  - ② 発掘・掘削作業
    - (ア) 表土等掘削作業
    - (イ) 遺物包含層の掘削作業
    - (ウ) 遺構検出作業
    - (エ) 遺構掘削作業
    - (オ) 図面作成・写真撮影作業
    - (カ) その他諸作業(足場組立・解体、ベルトコンベア等現場機器の設置・移動・撤去等)
  - ③ 事後作業
    - (ア) 埋戻し、現地撤収
- (2) 整理作業の工程
- 整理作業は次の工程に分類できる。その具体的な工程及び内容の標準は「別紙3」に示した。
- ① 記録類と出土品の整理作業
    - (ア) 記録類の整理
    - (イ) 出土品の整理(洗浄、クリーニング、注記、接合等)
  - ② 報告書作成作業
    - (ア) 調査結果の評価・対象遺跡の意味づけの検討
    - (イ) 出土品の図化、復元、写真撮影
    - (ウ) 報告書作成(原稿執筆、遺構・遺物の写真選び出し、編集図(トレース図)の作成、報告書の体裁の調整等)

## 6 本発掘調査の積算

本発掘調査の積算は、発掘作業から整理作業等に至る作業工程を基にその総作業量を見積ることにより、本発掘調査に係る費用及び期間等を算出することになる。各作業工程において必要となる人員、資材、器材には「別紙4」に示すとおり多様なものがあり、本発掘調査に要する経費を積算する際には、その中から当該本発掘調査に必要となる項目を抽出し、それぞれに適した費目を「別紙5」から選択する。

### (1) 発掘作業の積算

#### ① 前提条件等

- (ア) 1人の調査担当職員が指揮監督できる作業員は、通常15人程度を上限とし、発掘調査面積や遺構の内容、作業内容、作業員の熟練度等により、別添の「発掘作業量に係る標準歩掛シート」で定めた範囲において調整できるものとする。
- (イ) 積算基準による作業員は、公共工事設計労務単価による軽作業員の賃金単価や各自治体等の臨時職員等の賃金単価等、算定根拠が明確な賃金単価を採用するものとする。
- (ウ) 現地調査期間の算定に当たって、1ヶ月当たりの作業日数は、16日程度を標準とし、調査の期間、調査の体制等諸条件を考慮して積算する。
- (エ) 表土層の掘削で機械を使用する掘削作業は、鳥取県県土整備部作成の「土木工事標準積算基準書」の「床掘工」の数値を参考にして積算する。



## ② 発掘作業員の作業内容と歩掛

発掘作業において作業員が行う作業には、人力掘削（表土掘削、遺物包含層掘削、遺構検出、遺構掘削）、記録補助（実測、測量、写真撮影等）、その他（足場組立やベルトコンベア移動等の諸作業）がある。

人力掘削作業に係る作業量は、土量を積算根拠とし、発掘対象となる土量を作業員の「歩掛」の数値で除することにより算出する。歩掛は立地や各工程に標準歩掛と標準歩掛に影響を及ぼす要素（補正項目）の内容、程度に応じた補正係数を掛け合わせたものとする。人力掘削作業に係る標準歩掛と補正係数、補正歩掛、そして記録作成作業と諸作業に係る標準歩掛は「別紙2-2」とする。

### (ア) 遺物包含層掘削の歩掛と補正係数

遺物包含層の掘削は、遺物の出土量が比較的希薄で大型の用具（スコップ、クワ等）で掘削できる場合（包含層掘削Ⅰ）と、多数の遺物が包含されており小型の用具（移植ゴテ、竹ベラ等）で丁寧に掘削しなければならない場合（包含層掘削Ⅱ）の二通りの掘削方法を想定し、さらに、本県の遺跡立地の特徴から「台地」、「丘陵」、「平地」、「低湿地（潟湖跡のような堆積土壌。以下同じ）」、「砂丘地」の立地要素を加えた標準歩掛を設定する。

補正項目は、土質と遺物の内容の二つの要素が関係し、補正係数は土質の硬軟、遺物の内容（遺物の包含量と出土状況）による。

### (イ) 遺構検出の歩掛と補正係数

遺構検出は遺構面において数 cm 程度の厚さを削り、遺構の輪郭を明らかにする作業である。調査担当職員が遺構を注意深く識別する作業に多くの労力を費やすものであるが、土質、遺構密度、遺構の識別難易度により作業量が大きく変動する。

遺構検出は、遺構面の土質によって差が生じるため、立地により、「台地」、「丘陵」、「平地」、「低湿地」、「砂丘地」の標準歩掛を設定する。

補正係数は、遺構の密度と遺構識別難易度による。

### (ウ) 遺構掘削の歩掛と補正係数

遺構掘削は、遺構面の土質によって差が生じるため、「台地」、「丘陵」、「平地」、「低湿地」、「砂丘地」の5とおりに区分する。歩掛係数は、堅穴建物、土坑（土壙）や柱穴等の一般的な遺構を想定したもので、大溝等の体積が大きな遺構で遺物が少ない場合は、その内容に応じて包含層掘削Ⅰの歩掛を当てる。逆に小規模な土坑（土壙）等が主体の場合は、土量に比べて掘削に手間がかかるので補正する。

補正係数は、土質、遺構の内容、遺物の内容による。

### (エ) 全工程に関係する補正項目

調査面積が小さい場合や調査区の形状が狭長である等の場合、調査地に隣接して開発事業が同時並行で行われている等周辺環境に制約がある場合、山林で木株、竹根が多い場合等の調査条件により全工程の歩掛を補正する。

### (オ) 記録作成作業と諸作業

記録作成作業には、実測、測量と写真撮影作業がある。実測、測量には遺構や遺物出土状況の実測、遺物の取り上げ、遺構、トレンチ、土層観察畦（ベルト）断面図等の作成があり、写真撮影には、清掃作業、足場組立・解体がある。

主に作業員が測量補助を行う標準歩掛は、遺構掘削に要する作業量と記録作成の作業量が相関することから、遺構検出及び遺構掘削作業に係るすべての作業員数に一定の比率を乗じて算出する。

また、写真測量、デジタル測量を実施する場合は、それらについて人力作業量から除く必要があり、調査担当職員や調査補助員等が測量を実施する場合は、それに応じた補正を行う。

遺物包含層の掘削のうち包含層掘削Ⅱを適用する作業において遺物の出土状況等の記録作成が必要となった場合は、これについても記録作業の対象とする。

諸作業は、発掘の準備作業や撤収作業、降雨後の排水作業、現場管理に関わる足場や囲柵の設置等の労務作業等、発掘調査において必要となる様々な作業すべてを含む。標準歩掛は作業員の人力発掘作業と記録作成作業を合わせた作業量（作業員数）に、一定の比率を掛けて算出する。

## (2) 整理作業の積算

### ① 整理作業と歩掛

整理作業の量は、出土した遺構、遺物の数量や内容によって大きく変動するものであり、遺構遺物の数量が増加すれば整理作業の量はそれに応じて増加する。遺構、遺物の内容は、発掘作業における作業員数の延べ人数に反映されることから、発掘作業量と整理作業の量は一定の相関関係にある。

整理作業に関する積算には、発掘作業の積算と同様に、作業工程ごとに作業量を積上げる方法がある。この方法が可能な場合については、各自治体の規定に基づき積算することも可能である。一方で、整理作業の対象である出土遺物の種別、時代、種類及び器種等により作業量が変動することから、積算標準を策定するには、多種多様な作業歩掛と整理対象とするものの選択基準を含むきめ細かな作業標準を定める必要があり、積算基準として現実的とはいえない。

従って、積上げ方式による積算が可能な場合以外においては、整理等作業に要する調査担当職員数及び作業員数を算出する方法として、発掘作業量と整理作業量の相関関係に着目した積算方法を用いることとする。発掘作業に要する調査員数及び作業員数を基礎として一定の比率を乗じて算出するものとし、整理作業に要する延べ人数の標準歩掛は、発掘作業に対して、調査担当職員は0.7、作業員は0.4を標準とする。調査担当職員は、作業員の指揮監督だけでなく、報告書作成にかかる執筆作業や遺物写真撮影等の自ら行う作業が一定量を占めることから、調査担当職員についても、必要な延べ人数を算出することが必要である（「別紙3」）。

#### (ア) 発掘作業期間による補正係数

発掘作業期間（実働日数）が短い場合は、整理等作業に要する調査担当職員数の比率が高くなることから、調査担当職員の補正係数は、31日以上60日以下の場合は最小で1.5まで、30日以下の場合は、最大2.5までとする。

#### (イ) 遺物の出土密度による補正係数

出土遺物の密度による作業員の補正係数は、標準的密度（1,000 m<sup>2</sup>当たりの出土量が5以上30箱未満、箱サイズは長辺60cm×短辺40cm×深さ20cm程度を標準。以下、同じ。）を1.0とし、遺物密度が低い場合（1,000 m<sup>2</sup>当たりの出土量が5箱未満）は最小で0.8、遺物密度が高い場合（1,000 m<sup>2</sup>当たりの出土量が30箱以上）は2.0とする。

#### (ウ) 出土遺物の内容による補正

出土遺物の量だけでなく、鳥取県における出土遺物の特性（例、淡水・汽水性の低湿地出土の有機質遺物、酸性土壌中出土の金属器、木器等の脆弱遺物等）を考慮して補正する。

#### (エ) 発掘作業との人員編成比

整理作業の標準歩掛は、発掘作業において調査担当職員1名が指揮監督する作業員数が15人程度を上限として実施した場合を基本とする。

#### (オ) 整理作業の作業分担

整理作業の標準歩掛は、実測及びトレース作業を基本的に作業員が行う場合を前提として算出していることから、これらの作業を調査担当職員が行う場合や委託して行う場合においては、それに応じた一定の補正が必要となる。

#### ③ 整理作業期間の算出

整理作業に要する期間は、上記の方法により求めた調査担当職員及び作業員の延べ人数に対して、調査担当職員と作業員の1日当たりの人員編成により、所要日数はそれぞれ別に算出する。整理作業の期間は、算出された整理作業の全体作業量に対して、各工程において作業が効率よく進行するような調査担当職員と作業員の人員編成に基づいて定める。

#### ④ 発掘調査報告書の分量の目安

発掘調査報告書は、発掘調査によって検出された遺構や遺物の内容に応じて必要な情報を過不足なく記載されなければならないことから、その分量は各遺跡の規模や内容に応じて定まる。

発掘調査報告書の分量は、調査担当職員の延べ整理作業日数と相関関係が認められる。調査担当職員1名が作成する1日当たりの分量は、1.0頁(A4版)を標準に0.6から1.4頁までであることから、発掘調査報告書の分量の算定に当たっては、この数値に調査担当職員の延べ作業日数を乗じる。

### 7 経費積算上の留意点

#### (1) 発掘作業経費の積算

① 発掘作業に要する経費の積算を適切に行うためには、試掘・確認調査を的確に実施し、基本的な層序や遺構面数、遺構の内容や密度、遺物の内容や量等の遺跡の内容を正確に把握することが前提となる。これらの事項について把握されたデータや知見が、掘削対象となる土量と、土質、遺構、遺物等の補正項目の判断材料となる。

これらの事項を的確に把握するためには、試掘・確認調査の精度を高めることが必要である。このため、試掘・確認調査の範囲及び方法を各遺跡ごとに検討した上で、専門的知識と経験を備えた者が各事項に係る判断を行う必要がある。

② 本発掘調査の作業のうち、基準点測量等の各種測量業務、現場及び資機材管理や作業員の雇用に係る業務等を調査主体以外の業者へ委託するか否かについては、本発掘調査の事業規模、遺跡の内容等、原因事業の工程に合わせた本発掘調査の効率的実施、委託に伴う経費の観点等を踏まえて判断する必要がある。

なお、民間調査支援組織等に業務を委託する場合の設計、仕様等については、平成27年1月21日付第201400158478号で通知した「埋蔵文化財発掘調査に係る民間調査組織の導入について(通知)」に拠ること。

③ 本発掘調査の進行に伴って、遺構及び遺物の内容が明らかになり、それによって当初の積算が実態と異なることが明らかになった場合は、事業者と協議を行い、調査経費の変更等の措置をとる必要がある。その場合は、事業者に対して本基準に即して内容変更を説明すること。

#### (2) 整理作業経費の積算

発掘調査報告書作成までを含めた整理作業の経費は、遺跡の内容が十分に把握されていれば、発掘調査着手前に本発掘調査経費とともに設計することが可能である。

しかし、発掘作業量は発掘調査の進行にともない修正を要する場合もあり、その場合は、発掘作業量をもとに積算された整理等作業量についても変更する必要があるが生じる。また、出土遺物

の内容等に応じて補正が必要となることもある。よって、整理作業の積算は本発掘調査が完了する時点で別途に行う方がより正確なものとなるが、本発掘調査に着手する前に、整理作業も含む本発掘調査に要する経費全体を積算しなければならない場合は、清算時に経費の変動が生じる可能性があることを原因者に十分説明する必要がある。

#### 8 積算基準の見直し

発掘作業、整理等作業に係る技術の向上、改善及び効率化を図ることにより、適宜、本基準の改訂を行うものとする。

本基準は、平成28年3月15日から適用する。

# 文化財保護法（埋蔵文化財関係部分抜粋）

## 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

**第九十五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

**第九十六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第九十七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

**第九十八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

**第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

## 埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項

昭和54年5月1日  
文化庁長官裁定  
平成元年5月29日  
平成2年6月8日  
平成3年5月9日  
平成12年4月3日  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成25年6月19日  
平成30年4月1日  
改 正

### 1. 趣 旨

この要項は、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）の実態を把握するための調査に要する経費について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条第4項に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

#### (1) 発掘調査

埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理

#### (2) 遺跡発掘事前総合調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査

#### (3) 遺跡詳細分布調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の詳細な分布調査

#### (4) 重要遺跡確認緊急調査

重要な遺跡の保護を図るため遺跡の範囲及び性格を確認する調査

#### (5) 出土遺物保存処理

発掘調査によって検出された出土品のうち、木製品、金属製品、自然遺物等のものについて、その恒久保存を図るために行う保存科学的処理

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### (1) 主たる事業費

- ア 発掘調査経費
- イ 分布調査経費（所在確認調査）
- ウ 測量、図化経費
- エ 附帯調査・その他関連調査経費
- オ 調査報告書印刷経費
- カ 保存処理経費及びそれに関わる遺物整理経費

#### (2) その他の経費

事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。



- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明		
埋蔵文化財緊急調査事業	主たる事業費	発掘調査経費	発掘調査費	共済費			
		分布調査経費 (所在確認調査)		報償費	謝金 委員謝金 〇〇謝金	事業等を委嘱したもの、又は協力者等に対する報酬及び謝金(調査、執筆、作業、研究、協力)	
		測量及び図化経費		賃金	調査員賃金 発掘人夫賃金 遺物整理人賃金	作業員等日々雇用労務者に対する賃金 (年次有給休暇、割増賃金を含む)	
		附帯調査その他関連調査経費			〇〇賃金		
		調査報告書印刷経費		旅費	費用弁償 普通旅費 特別旅費	職員(調査)旅費 部外者招へい旅費等	
				需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費 光熱水料 〇〇費	発掘用具、文具、フィルム等 ガソリン、プロパン 調査報告書・調査カードの印刷 調査器具修繕	
				役務費	保管料 通信運搬費 手数料 〇〇費 〇〇料	輸送料	
				委託料	測量委託費 〇〇調査委託 保存処理委託 〇〇委託費	航空写真、実測委託等 時代測定(分析)委託  (試験等)	
				使用料及び賃借料	器具借上料 借料及び損料 〇〇借料 〇〇〇料	ポンプ、ダンプカー、バロコ、ブルドーザー他 会場借上等、自動車雇上 調査事務所用テント、プレハブ借上	
				工事請負費	請負費	調査事業の一部を請負で実施する場合の経費 (埋め戻し等)	
				原材料費	資材費 工事資材費 木材費 骨材費	PEG、石膏等  貫板、杭 砂利、(埋め戻し用)	
				備品購入費	補償金 同上	バロコ等(特に認める場合に限る) 調査地の農作物、立木補償金	
				遺跡発掘事前総合調査			

埋蔵文化財緊急調査事業	主たる事業費	保存処理経費	分布調査 重要遺跡調査	同上		
		遺物整理経費	出土遺物保存処理	同上	労災保険 〇〇保険 〇〇謝金 〇〇賃金 〇〇人夫賃金 普通旅費 特別旅費 消耗品費 光熱水料 手数料 通信運搬費 〇〇委託	記録用フィルム等 直営で実施する場合 処理カード作成 運送料 委託して実施する場合 (積算は直営に準ずる)
				共済費 報償費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料	使用料及び賃借料 借料及び損料	機器借上料
				原材料費	保存処理薬剤 〇〇料	PEG等
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 〇〇費 通信運搬費	連絡旅費 指導監督旅費 郵便、電信電話料等